明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一二五）　一

省令

○厚生労働省令第百二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百六十二号を第百六十九号とし、第百三十四号から第百六十一号までを七号ずつ繰り下げ、第百三十三号を第百三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十　一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）ヘキサン―一―オン及びその塩類

第一条中第百三十二号を第百三十八号とし、第九十三号から第百三十一号までを六号ずつ繰り下げ、第九十二号を第九十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十八　一―フェニル―二―（ピロリジン―一―イル）ノナン―一―オン及びその塩類

第一条中第九十一号を第九十六号とし、第六十六号から第九十号までを五号ずつ繰り下げ、第六十五号を第六十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十　一―（三・四―ジメトキシフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）ヘキサン―一―オン及びその塩類

第一条中第六十四号を第六十八号とし、第五十七号から第六十三号までを四号ずつ繰り下げ、第五十六号を第五十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十　一―（二・三―ジヒドロベンゾフラン―五―イル）―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類

第一条中第五十五号を第五十八号とし、第十六号から第五十四号までを三号ずつ繰り下げ、第十五号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（五―フルオロペンチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第十四号を第十六号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四　N―（一―アミノ―一―オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル）―一―（五―フルオロペンチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

十五　N―（一―アミノ―一―オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル）―一―（五―フルオロペンチル）―一H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。